

4 練情個審第 8 号
令和 4 年 8 月 29 日

練馬区長 前川 耀男 様

練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会
会長 柴崎 晃



諮問第 1 号「個人情報保護法改正に伴う練馬区個人情報保護条例の
改正について」にかかる中間報告について

令和 4 年 5 月 17 日付け 4 練総情第 150 号で練馬区長から諮問のあった標記事
項について、下記のとおり中間報告をいたします。

記

1 報告内容

- ・ 別添 1 「(仮称) 練馬区個人情報保護法施行条例の検討にかかる報告書」
- ・ 別添 2 「審議会の検討結果について」

第12期練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会委員名簿

(敬称略)

令和4年8月29日現在

職区分	氏名	職業・経歴
学 識 経 験 者	会長	柴崎晃一 弁護士
	副会長	今井勝人 武蔵大学 名誉教授
	委員	廣田明彦 成蹊大学理工学部 名誉教授
	委員	石塚健一郎 弁護士
	委員	内田康人 目白大学社会学部 准教授
区 民	委員	太巻光俊 人権擁護委員
	委員	渡部邦雄 東京農業大学 客員教授
	委員	田中敏 民生児童委員協議会 会長
	委員	田村初恵 練馬区立男女共同参画センターえーる運営委員会委員長
	委員	加賀美裕子 公募委員
	委員	岩橋栄子 公募委員
	委員	襲田正徳 公募委員
	委員	河原啓子 公募委員
	委員	阿子島隆 公募委員
	委員	関洋一 公募委員
	委員	月橋達夫 公募委員
区 議 会 議 員	委員	かしわざき強 区議会議員
	委員	たかはし慎吾 区議会議員
	委員	佐藤力 区議会議員
	委員	鈴木たかし 区議会議員
	委員	松田亘 区議会議員
	委員	きみがき圭子 区議会議員
	委員	坂尻まさゆき 区議会議員

(仮称) 練馬区個人情報保護法施行条例の
検討にかかる報告書

令和4年8月

練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会
(仮称) 練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会

目次

1	背景	1
2	検討事項	2
3	個別検討	3
(1)	開示手数料	3
(2)	行政機関等匿名加工情報	6
(3)	条例要配慮個人情報	8
(4)	不開示情報	10
(5)	個人情報取扱事務登録	11
(6)	開示請求等の手続き（開示決定等の期限）	13
(7)	審議会を設置	15
4	（仮称）練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会設置要綱	17
5	（仮称）練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会 委員名簿	19
6	（仮称）練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会 開催経過	20

1 背景

令和3年5月12日、通常国会において、デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律等6法律が成立した。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、改正された「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「改正法」という。）」に基づき、今後、全ての地方公共団体が共通ルールで個人情報保護制度を運用していくことになる。

現在、練馬区（以下「区」という。）においては、「練馬区個人情報保護条例（平成12年3月練馬区条例第79号）」（以下「現行条例」という。）に基づき、個人情報保護制度を運用しているところであるが、今後、区においても法の施行日である令和5年4月1日までに改正法による運用に向けた関連規程の整備等を行う必要がある。

令和4年5月27日開催の「練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会」（以下「審議会」という。）において、区より（仮称）練馬区個人情報保護法施行条例（以下「施行条例」という。）の規定内容について諮問され、審議の結果、練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例第7条の規定に基づき、審議会内に「（仮称）練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会（以下「当委員会」という。）」を設置し、施行条例の制定に向けた具体的な検討を行うこととなった。

6～7月に当委員会を4回開催し、学識経験者、区民それぞれの立場から、様々な意見があった。

本報告書は、当委員会における検討の経過と結果をまとめたものである。

2 検討事項

当委員会では、区からの諮問に基づき、改正法において「条例で定めることが法律上必要な事項」「必要に応じて条例で定めることとされている事項」「条例で定めることが妨げられるものではない事項」とされている以下の項目について検討を行った。

検討にあたっては改正法のほか、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）令和4年1月（令和4年4月一部改正）個人情報保護委員会」（以下「ガイドライン」という。）を参照した。

条例で定めることが法律上必要な事項	<input type="radio"/> 開示手数料
必要に応じて条例で定めることとされている事項	<input type="radio"/> 行政機関等匿名加工情報
	<input type="radio"/> 条例要配慮個人情報
	<input type="radio"/> 不開示情報
条例で定めることが妨げられるものではない事項	<input type="radio"/> 個人情報取扱事務登録
	<input type="radio"/> 開示請求等の手続き（開示決定等の期限）
	<input type="radio"/> 審議会の設置

3 個別検討

(1) 開示手数料

1) 現行条例の規定

- 現行条例第 31 条

自己情報の開示等に要する費用は、無料とする。ただし、写しの作成および送付に要する費用は、請求者の負担とする。

2) 改正法の規定等

- 改正法第 89 条

地方公共団体の機関に対し開示請求を行う者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない（第 2 項）。

手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない（第 3 項）。

- ガイドライン

地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすることや手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること）も可能である。

3) 区が示す方向性

現行条例においては、自己に関する情報の流れをコントロールする権利を保障するため、自己情報の開示等請求権を区民の権利として規定している。

開示等に要する費用については、条例の趣旨に鑑み、開示の方法を問わず「無料」とし、文書等の写しの作成および送付に要する費用についてのみ請求者の負担としている。

改正法においても、現行条例と同様の趣旨のもと、開示等請求権を保障している。開示等請求のうち、開示請求に要する手数料については、地方公共団体の機関において条例で定めることとし、その金額については、算定方法

を工夫した適当な額とすることや手数料を徴収しないことも可能としている。¹

開示請求については、特定者に対する個別行為であることから、手数料を徴収することも可能ではあるが、現行条例の趣旨および制度創設時から現在まで開示請求に要する費用を無料としてきた経過に鑑み、開示請求に要する費用を無料とすることについて、一定の区民の合意が得られているものと考ええる。

よって、開示請求に要する費用は引き続き無料とする。ただし、写しの作成および送付に要する費用は請求者の負担とする。

4) 当委員会での主な意見

※ 区が示す方向性に対して意見が分かれ、多数決を採った場合は、多数意見を◎で表記している。次の検討項目以降同じ。

- ◎ 区が示す方向性（開示請求等に要する費用は無料とする。ただし、写しの作成および送付に要する費用は請求者の負担とする）のとおりとすることが望ましい。
- ・ 受益者が特定できる行為については、受益者がその負担を負うべきである。改正法においても、実費の範囲内で手数料を支払うこととされていることから、請求者が政令に合わせた手数料を負担することが法の趣旨に適っているのではないか。
- ・ 他区が無料とした場合も、練馬区が先陣を切り、必要な負担として、手数料を収めてもらうという判断があってもよいのではないか。
- ・ 改正法第 89 条では「手数料を納めなければならない」と規定されているので、ガイドラインで手数料の額を無料とすることも可能とされているが、法の趣旨を踏まえ、慎重に検討するべきなのではないか。
- ・ 民間企業が有料で請求を受けているとすると、民間企業とのバランスをどのようにとるのかも慎重に検討するべきではないか。

¹ 訂正請求および利用停止請求の手数料は、改正法に手数料の規定が無く、また条例に委任することの規定も無いため、無料となる。

- ・ 権利の濫用と判断される請求や（情報公開請求における）営業目的の請求については、有料化について検討していく必要があるのではないか。

(2) 行政機関等匿名加工情報

1) 現行条例の規定

規定なし

2) 改正法の規定等

● 改正法第 60 条

「行政機関等匿名加工情報」とは、（中略）個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部または一部を加工して得られる匿名加工情報²をいう（第 3 項）

● 改正法第 111 条

行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、次条第一項の提案を募集³するものとする。

● 法附則第 7 条・ガイドライン

都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関については、当分の間、行政機関等匿名加工情報に係る提案募集の実施は任意とする。

3) 区が示す方向性

現状、行政機関等匿名加工情報に係る提案募集制度の導入は「任意」であり、行政機関等匿名加工情報の取扱いについては、利活用の視点だけでなく、安全性確保の視点も踏まえ、より慎重に検討を行う必要がある。

² 特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう（改正法第 2 条第 6 項）。

³ 保有する個人情報ファイルについて、民間企業や研究機関等の利用に供するため、利用に係る提案を定期的に募集し、審査の上、行政機関等匿名加工情報を作成し、提供する制度。

については、先行導入する都道府県や指定都市の実績等を踏まえ、引き続き調査研究を行うこととし、施行条例において行政機関等匿名加工情報に関する規定は設けない（提案募集は実施しない）こととする。

4) 当委員会での主な意見（◎は多数意見）

- ◎ 行政機関等匿名加工情報については、先行導入する都道府県や指定都市の実績等を踏まえ、引き続き調査研究を行うことが望ましい。
- ・ 区が行政機関等匿名加工情報として提供したが、他の情報と合わせることで個人が特定されてしまうこともありえる。どこまで加工すれば匿名となるのかは情報によって違うのではないか。
都道府県および指定都市以外の地方公共団体にはそういった情報の蓄積を期待して、当面は任意としているのではないか。
- ・ これまで区市町村の条例にこのような条文はなかった。今回、国がこういった規定を積極的に入れてきたところが新しい。どのように対応するのは自治体が考えていかなければいけない問題である。
- ・ 行政機関等匿名加工情報については、法律上、条例で規定しなければいけない旨の規定はないので、実際に区が提案募集制度を導入する時に検討すればよいのではないか。
- ・ 「行政機関等匿名加工情報の提案募集制度を導入しない（規定を設けない）」ことについて、当委員会が判断、後押ししてしまうと、後々、不作為についての責任が当委員会にかかってくるのではないか。当委員会で判断すべき話でなく、区として必要性があればやる、必要性が無ければやらないだけの話ではないか。
- ・ 区は「引き続き調査研究を行う」としていることから、本件についての当委員会としての方向性は「先送り」ということでよいのではないか。
- ・ 本件については、調査研究を行うことも含めて、政策判断の話であり、当委員会で意思を示してよいものなのかわからない。
- ・ 本件についての当委員会としての方向性は「引き続き調査研究を行うことを否定はしない」としてはどうか。

(3) 条例要配慮個人情報

1) 現行条例の規定

- 現行条例第9条

実施機関は、要注意情報（思想、信条および宗教に関する事項、社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項、犯罪に関する事項）に係る個人情報を収集してはならない（第1項）。

法令等の定めがあるとき、または業務の目的を達成するために欠くことができない場合で、あらかじめ審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときには要注意情報に係る個人情報を収集することができる（第2項）。

2) 改正法の規定等

- 改正法第2条

「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう（第3項）。

- 改正法第60条

「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう（第5項）。

- ガイドライン

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についても、法第2条第3項に規定する要配慮個人情報の定義及び関係する規律が適用されるが、これとは別に、条例において上記の記述等を規定することができる。

3) 区が示す方向性

現行条例で規定する「要注意情報」については、その内容が改正法における「要配慮個人情報」に含まれていることから、現状、「条例要配慮個人情報」を規定する必要はないと考える。一方で、今後の社会情勢の変化や区の施策を踏まえつつ、規定の必要性について検討を継続していく必要がある。

4) 当委員会での主な意見

- ・ LGBTQ や DV 等の情報については、他の法律等で取り扱いについての制限規定がある。取扱いにあたっては十分に留意して検討していくべきである。
- ・ ガイドラインには、「地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしてできない」とあるが、収集の制限規定を設けることを禁止する意図がわからない。

取得や提供等のルールを設けることが出来ない中で、条例要配慮個人情報を規定できるとしているガイドラインの意図も分からないので、国への確認が必要ではないか。

(4) 不開示情報

1) 現行条例の規定

- 現行条例第 19 条の 2

開示の請求があったときは、開示の請求に係る自己情報に非開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示の請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

2) 改正法の規定等

- 改正法第 78 条

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- ガイドライン

地方公共団体の機関における情報公開は、情報公開条例に基づき行われるものであるところ、①改正法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外するとともに、②行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としている。

3) 区が示す方向性

現行条例における「非開示情報」は情報公開条例の「非公開情報」(練馬区情報公開条例第 7 条第 1 号～第 6 号)に準拠しており、現行条例における「非開示情報」は、改正法における「不開示情報」とで内容が実質的に同一であることから、施行条例への調整規定は設けないこととする。

4) 当委員会での主な意見

特になし。

(5) 個人情報取扱事務登録

1) 現行条例の規定

- 現行条例第 10 条

実施機関は、個人情報を収集し、ならびに管理個人情報を管理し、および利用する業務について、個人情報業務登録簿に登録しなければならない。

- 現行条例第 11 条の 2

実施機関は個人情報ファイルを保有しようとするときは、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録される項目等を個人情報ファイル簿に登録しなければならない。

※ その他、個人情報を収集、管理、利用する業務を外部委託する場合（第 13 条）、管理個人情報の目的外利用や外部提供を行う場合（第 16 条）、区以外の機関と電子計算組織の結合を行う場合（第 17 条）には記録票（外部委託記録票・目的外利用記録票・外部提供記録票・電算結合記録票）の作成および一般の公表を義務付けている。

2) 改正法の規定

- 改正法第 75 条

行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（個人情報ファイル簿）を作成し、公表しなければならない（第 1 項）。

地方公共団体の機関が条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することは妨げるものではない（第 5 項）。

3) 区が示す方向性

現行条例に基づく個人情報業務登録は、帳票が多数あることで個人情報の把握がしづらく、今後利用機会が無くなる見込みである。今後は個人情報ファイル簿（国制度）のみの運用で、これまで同様に個人情報を管理することは可能である。区民等へ個人情報の取り扱いについてわかりやすく示すとともに、保守・管理の事務の効率化を図る観点から、個人情報ファイル簿（国制度）のみによる管理等に変更していくことが望ましいと考える。

個人情報業務登録に係る各種帳票の作成義務は廃止とするが、個人情報の適切な運用管理を目的とした庁内チェック体制を別途、構築する。

作成・公表義務の対象外となる 1,000 人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿（単票）の作成は行わないこととし、個人情報ファイル簿（単票）に記載されている同程度の情報を一覧表にして管理し、管理・利用状況について、内部で点検のうえ結果を公表する。

4) 当委員会での主な意見

- ・ 現状、多種多様な帳票があり、非常にわかりにくいと思うので、わかりやすい帳票に一本化した方がよい。併せて、区が保有する個人情報の内容や利用状況を区民が容易に検索、把握できるような仕組みを取り入れてほしい。
- ・ 複数の帳票を一本化することは、事務上の効率性の観点から望ましいのではないか。
- ・ これまで業務登録制度に基づき管理してきた情報のうち、個人情報ファイル簿に表現されない情報については、別に一覧表で管理し公表することだが、公表の際にはわかりやすさが必要になる。

個人情報ファイル簿の概要を示し、見たいファイルの見当をつけてもらい、知りたい情報を更に検索できるようにするやり方もあるのではないか。

- ・ 区が示す方向性に賛成であるが、付帯条件として、今後の庁内チェック体制について別途、提案してもらってはどうか。

(6) 開示請求等の手続き（開示決定等の期限）

1) 現行条例の規定

- 現行条例第 25 条

開示等の請求があったときは、当該請求のあった日の翌日から起算して、開示の請求にあつては15日以内に、訂正の請求、削除の請求または目的外利用等の中止の請求にあつては20日以内に、当該請求に応じるか否かの決定をし、その旨を書面により速やかに請求者に通知しなければならない。

ただし、補正を求めた場合にあつては、補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2) 改正法の規定等

- 改正法第 83 条

開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない（第 1 項）。

前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない（第 2 項）。

- 改正法第 108 条・ガイドライン

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、法や行政不服審査法の規定に反しない限り、地方公共団体が条例で必要な規定を定めることは妨げられない。

3) 区が示す方向性

現行条例において、開示請求については15日以内に決定することとされているが、請求者からは可能な限り早期に文書の開示を求められるケースが多い。現状、開示請求については15日以内に決定処分を行っており、今後同様の対応が可能であると考えられることから、条例により改正法で規定する期限を短縮することが望ましいと考える。

訂正請求および利用停止請求についても、同様の対応が可能と見込まれることから、いずれの請求についても原則15日以内に決定することとする。

4) 当委員会での主な意見（◎は多数意見）

- ◎ 住民サービスはスピード感が大切である。事務処理上、不都合がないのであれば、区が示す方向性のとおり、すべての請求について15日以内に決定することが望ましい。
- ・ 現行の制度よりも決定までの期間に幅を持たせるというのは、求められている住民サービスに逆行するのではないか。
- ・ 条例の制定当初に目的をもって決められた規定があるのに、ことさら15日以内に揃える必要はあるのか。
- ・ 決定期限を揃えるのに、延長の規定を変えないのは不整合ではないか。延長規定を変えないのであれば、すべて現行どおりで不都合がないのではないか。
- ・ 早期に文書の開示を求められるケースが多いという事情に鑑み、今後のデジタル化の進展により、開示決定の期限を更に短縮することが期待できるのではないか。

(7) 審議会の設置

1) 現行条例等の規定

- 練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例第2条

審議会は条例の規定により実施機関が審議会の意見を聴くこととされた事項（電算結合、目的外利用、外部提供等）について、諮問に応じて、審議し、答申する（第1項）。

審議会は情報公開制度および個人情報保護制度の運営に関する重要な事項について、諮問に応じて答申するほか、区長に対して意見を述べることができる（第2項・第3項）

2) 改正法の規定等

- 改正法第129条

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

- ガイドライン

「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。

3) 区が示す方向性

改正法施行後は、審議会へ諮問する事項は大きく変更（減少）となるが、これまで審議会が果たしてきた役割（区における個人情報の取扱いについてのチェック機能）を引き続き、審議会に担ってもらう必要がある。

一方、国が示す審議会の役割（専門的な知見に基づく意見）に対応するため、審議会の役割や委員構成について見直しを行う。

4) 当委員会での主な意見

- ・ 新しい法律のもとでも、区の審議会独自の役割はあると思うので、公募区民も構成に入れてほしい。
- ・ 今後、個人情報保護委員会がこれまで審議会が担ってきた役割を担っていくことになるようだが、必要な時に必要な議論が出来なくなるのではないかと危惧している。

法の仕組みとしてやむを得ないとは思いますが、基礎的な自治体として何らかの形の審議会を継続し、広く区民の考え方を取り入れながら個人情報保護制度を運用していくべきではないか。

- ・ 国が示す法律のQ & Aが法律の正当な解釈なのか、技術的な助言なのか分からないが、地方自治に配慮していない、地域の実情を無視した考え方であると思う。
- ・ 狭義の意味での「専門的知見」を有する者だけでなく、区の実情に明るい人や幅広く有識者を対象として、個人情報保護についての意見を聴く場として審議会が必要であると思う。

4 (仮称) 練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会設置要綱

令和4年6月3日

4 練総情第78号

(設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の一部改正による個人情報保護制度の見直しに伴い、(仮称)練馬区個人情報保護法施行条例の制定およびこれに関連する規程の整備に関する調査検討等を行うため、練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例（平成12年3月練馬区条例第80号）第7条の規定により、練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）に(仮称)練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、つぎに掲げる事項の調査検討等を行う。

- (1) (仮称)練馬区個人情報保護法施行条例の制定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、個人情報保護制度の見直しに伴う関連規程の整備に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、審議会の委員のうちから審議会の会長が指名する者16人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、審議会の会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、審議会の会長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(意見聴取等)

第7条 委員会は、調査検討等のため必要があると認めるときは、職員その他の関係人に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができ。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密をみだりに漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(報酬)

第10条 この委員会の委員の報酬は、練馬区特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年10月練馬区条例第13号）別表の情報公開および個人情報保護運営審議会の規定を適用する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部情報公開課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月3日から施行する。

5 (仮称) 練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会 委員名簿

区分	氏名	職業・経歴
学識経験者委員	柴崎 晃一	弁護士・練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会長
	廣田 明彦	成蹊大学理工学部名誉教授
	石塚 健一郎	弁護士
区民委員	太巻 光俊	人権擁護委員
	渡部 邦雄	東京農業大学客員教授
	田村 初恵	練馬区立男女共同参画センターえーる運営委員会委員長
	岩橋 栄子	公募区民
	襲田 正徳	公募区民
	河原 啓子	公募区民
	阿子島 隆	公募区民
	関 洋一	公募区民
	月橋 達夫	公募区民

(敬称略)

6 (仮称) 練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会 開催経過

開催日時	検討事項
<p>【第1回】</p> <p>令和4年6月9日(木)</p> <p>午前10時～11時30分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 練馬区個人情報保護条例と改正個人情報保護法との比較 ○ 「開示手数料」 ○ 「開示請求等の手続き(開示決定等の期限)」 ○ 「不開示情報」
<p>【第2回】</p> <p>令和4年6月27日(月)</p> <p>午後3時～5時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前回の論点整理と確認 ○ 「個人情報取扱事務登録」 ○ 「行政機関等匿名加工情報」 ○ 「審議会の設置」
<p>【第3回】</p> <p>令和4年7月7日(木)</p> <p>午前10時～11時30分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前回の論点整理と確認 ○ 「条例要配慮個人情報」 ○ 「報告書(案)」
<p>【第4回】</p> <p>令和4年7月28日(木)</p> <p>午前10時～11時30分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前回の論点整理と確認 ○ 「報告書(案)」まとめ

(仮称) 練馬区個人情報保護法施行条例の検討にかかる報告書

令和4年8月

練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会

(仮称) 練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会

令和 4 年 8 月 29 日

審議会の検討結果について

第 12 期第 2 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会において、諮問第 1 号「個人情報保護法改正に伴う練馬区個人情報保護条例の改正について」に関して、（仮称）練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）での検討結果の報告を行った。

審議の結果、検討委員会の報告書を審議会の中間報告とすることについて承認された。

なお、審議会において委員から提出された追加意見は以下のとおりである。

1 行政機関等匿名加工情報

- ・ 提案募集の実施については、当面は任意で、区は現時点では実施しないとのことだが、いずれは実施が義務となる。区民は情報を利活用されることを前提に区へ個人情報を提供しているわけではないので、区は提案募集を実施するべきではない。
- ・ 適切に個人情報の保護措置を取ることを前提に、匿名加工情報を民間企業に活用してもらい、行政サービスの質の向上を図るべきである。
- ・ 契約の段階で情報の権利の帰属関係について整理しておくべきである。

2 条例要配慮個人情報

- ・ 現行条例では「要注意情報」について、原則、収集を禁止としているが、改正法では「要配慮個人情報」の収集を禁止する規定はない。区で収集禁止など独自の保護策に取り組むべきである。

3 審議会の設置

- ・ 個人情報の適正な取扱いを行っているかを今後どこでチェックするか考えていただきたい。
- ・ 区としてしっかりと区民を守るための個人情報保護のあり方を考えていただきたい。
- ・ 保護条例は自治体が国に先行してきたもので、今までの判断の積み重ねに審議会が一定の役割を果たしてきている。今までどおり審議会に意見を聴いてもよいのではないか。審議会の役割が縮小されてしまうのは良くないのではないか。